

令和2年7月20日

各本部委員
各単位団代表者 様

草津市スポーツ少年団
本部長 村上 嘉寛
(公印省略)

スポーツ少年団活動の段階的な再開について(その3)

今回の新型コロナウイルス感染症拡大対策に伴い、7/1からの段階的な活動自粛の緩和対応にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、草津市教育委員会におかれましては、県内の感染状況、学校の再開状況や部活動の状況を踏まえ、8/1から中学校部活動の自粛を解除され、県外での活動、合宿や泊を伴う活動を解禁されます。

草津市スポーツ少年団と致しましては、感染リスクが完全に解消された状況ではないと考えておりますが、下記の「**スポーツ少年団活動実施の条件**」や「**留意事項**」を十分ご了知いただき、各競技団体や滋賀県教育委員会が作成している感染症対策ガイドライン等に従って、指導者の適切な判断のもと、8/1から県外での活動について、当面、市本部へ届け出ていただくことを前提に、再開をお願いします(詳細は、「留意事項 2」に記載)。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、今後とも国・県・市の要請や対応も日々更新されますことから、引き続き、関係機関からの情報提供の内容を十分ご了知いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

スポーツ少年団活動実施の条件

1. 単位団団員の所属する学校の教育活動が、スポーツ少年団の事業・活動と重なった場合は、各学校の教育活動を優先させること。
2. 団員、保護者の判断を優先し、参加を強要しないこと。
3. 活動に使用する学校体育施設、社会体育施設等の施設使用許可にあたり、感染症対策などの付せられた条件を遵守すること。

留意事項

1. 十分な準備運動を行うなど、団員の身体的な負荷を考慮した活動を段階的に行うなどけがの防止に十分留意してください。また、熱中症の予防にも配慮してください。

2. 県外での活動（遠征や合宿）につきましては、感染リスクが高いと考えられますので、細心の感染症対策を講じた上で実施することとし、当面、「他府県交流試合等届」（別紙「様式1」）を市本部事務局へ郵送若しくはメールにて事前（実施1週間前）に提出してください。

（「様式1」は、スポーツ少年団のHPからダウンロードできます。）

3. 移動、宿泊の際は、特に「3密」を避けるなど「新しい生活様式」に則った感染予防の基本的な対策を行うようお願いします。

草津市スポーツ少年団(草津市スポーツ協会)
草津市下笠町 161 草津市立総合体育館内
竹村/芝(TEL077-568-5300) (FAX077-568-5301)
E-mail:takemura@taikyo.net
HP : <https://taikyo.net>